

# 長崎県社会就労センター協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、長崎県社会就労センター協議会（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、県内社会就労センター相互の連絡調整・研究・協議を行い、その実践を図ることを目的とする。

2. 「社会就労センター」とは、社会経済活動を行っている社会福祉施設・事業所で、働く意欲がありながら障害等の理由により一般就労が困難な人々および一般就労を希望する人々が利用する下記のところをいう。

(1) 生活保護授産施設、社会事業授産施設（基準該当就労継続支援B型事業を含む）。

(2) 次の事業を運営する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設。就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業、就労移行支援事業、生産活動を行う生活介護事業、就労定着支援事業、地域活動支援センター

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会就労センター相互の連絡調整
- (2) 社会就労事業運営に関する研究及び協議
- (3) その他、目的達成に必要な事業

(事 務 所)

第4条 本会の事務所は、長崎県社会福祉協議会事務局内に置く。

(事務の委託)

第5条 本会の事務は、事務委託契約により長崎県社会福祉協議会に委託する。

2. 本会の事務処理については、別に定めるもののほか、長崎県社会福祉協議会に準ずるものとする。

(構 成)

第6条 本会は、第2条第2項に規定する社会就労センターのうち、社会福祉法人、又はNPO法人により運営する事業所の代表者で構成する。

(会 員)

第7条 本会は、第6条に掲げる社会就労センターのうち、所定の手続きにより加入したものををもって会員とする。

2. 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名 (研修担当、及び事業振興担当含む)
- (3) 委員 9名 (会長、副会長を含む)
- (4) 監事 2名

2. 本会に顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第9条 会長、副会長は委員の互選とする。

2. 委員、監事は、代表者会において選任する。
3. 顧問は、代表者会の審議を経て会長が委嘱する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会の会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ会長が指名した副会長が順次その職務を代行する。
3. 委員は、本会の業務を企画、審議する。
4. 監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補充による役員任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第12条 会議は、役員会及び代表者会とする。

2. 役員会は、会長が招集し議長となる。
3. 代表者会は、会長が招集し、議長はその都度出席者の中から選任する。
4. 会議は、定員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(役員会)

第13条 役員会において審議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 業務執行に関する事項
- (2) 代表者会に付議すべき事項
- (3) 会員の新規入会の承認
- (4) その他必要な事項

(代表者会)

第14条 代表者会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画・事業報告及び予算・決算の審議に関する事項
- (2) 規約の改廃に関する事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) その他必要な事項

(委員会の設置)

第15条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 研修委員会
  - (2) 事業振興委員会
  - (3) その他必要な委員会
2. 委員会の委員は、本会の役員、会員施設・事業所の役職員から委員長が選出する。
3. 委員会に関する細目は別に定める。

(経費)

第16条 本会の運営に要する経費は次の各号に掲げるものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 補助金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。

(その他)

第18条 この規約のほか、本会運営に関し、必要な事項は会長が別にこれに定める。

(附 則)

1. この規約は、昭和59年10月1日より施行する。
2. 設立当初の役員は、第10条にかかわらず昭和61年3月31日までとする。
3. この規約は、平成2年4月1日より施行する。
4. この規約は、平成11年4月1日より施行する。
5. この規約は、平成13年4月1日より施行する。
  
6. この規約は、平成14年4月1日より施行する。
7. この規約は、平成17年4月1日より施行する。
8. この規約は、平成21年4月1日より施行する。
9. この規約は、平成23年4月1日より施行する。
10. この規約は、平成26年4月1日より施行する。
11. この規約は、平成29年4月1日より施行する。
12. この規約は、平成30年4月1日より施行する。
13. この規約は、令和2年4月1日より施行する。

## 長崎県社会就労センター協議会 委員会規程

### (名 称)

第1条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 研修委員会
- (2) 事業振興委員会
- (3) その他必要な委員会

### (目 的)

第2条 委員会は、本会の事業を積極的に推進するため、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 資質向上を図るための各種研修会等の企画、運営に関すること。(研修委員会)
- (2) 各種イベントの企画、運営に関すること。(事業振興委員会)
- (3) 上記(1)(2)以外の特段の事項が生じ、別途委員会の設置が必要と判断されること。(その他必要な委員会)

### (組 織)

第3条 委員会は、委員若干名で組織する。

- 2 委員は、本会の役員、会員施設・事業所の役職員から委員長が選出する。

### (役 員)

第4条 この委員会に委員長・副委員長を各1名おく。

- 2 各委員長には、本会の副会長2名のうちいずれか1名ずつを充てる。
- 3 副委員長は、委員長の指名とする。

### (任 期)

第5条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員会の開催)

第6条 委員会は委員長が召集し、議長となる。

### (雑 則)

第7条 この規程に定めるものの外、委員会の運営に関し必要な事項は各委員会が別に定めることができる。

### (附 則)

1. この規程は令和2年4月1日から実施する。